



宮 崎 県 公 報

平成21年2月23日（月曜日）第 2060 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定予定（4件）……………（自然環境課）1	
○道路の区域の変更（3件）……………（道路保全課）2	
○道路の供用の開始（3件）……………（ “ ” ）2	
○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示（2件）……………（都市計画課）3	
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………（商業支援課）5	
○落札者等の公告（3件）……………5	

告 示

宮崎県告示第 109号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年2月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字大谷山5300－2、5310、5311－1、5314から5316まで、5320、5323、5324

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字大谷山5300－2・5315・5316・5320・5323・5324（以上6筆について、次の図に示す部分に限る。）、5310、5311－1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 110号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年2月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字増谷3237－1、3237－5、3237－7、3240－1、3243－1、3243－3、字松ヶ佐礼3299、3320、3326、3327、3334

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 111号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年2月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字藤ノ元3290－1、3290－3、3290－4、字雨仮屋3297－2、3300、椎葉村大字下福良字大中尾 163－14、字桑木原 177－1、177－92

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 112号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により

宮崎県知事 東国原 英 夫

、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。
平成21年2月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字尾手ノ尾 700・701-1・701-7・701-12・702-1・705-1・705-3（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
、字浅藪 671-2、671-6、671-7、671-10、671-11、699、699-2、字尾手ノ尾 701-3、701-5、701-8から701-10まで、701-15、701-18、701-21、701-23、701-26、701-28、701-31、702-2、702-3、702-12、702-14から702-16まで、703、704-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字尾手ノ尾 701-3（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 113号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年2月23日から平成21年3月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年2月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡美郷町西郷区 田代字池ノ 上5733番地 先から同郡 同町同区田 代同字5733 番地先まで	旧	20.0 ～ 23.0	26.6
				新	21.6 ～ 25.6	26.6

宮崎県告示第 114号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年2月23日から平成21年3月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年2月23日

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡国 富町大字本 庄字万所 7 92番 1 地先 から同郡同 町大字宮王 丸字高添 3 63番 1 地先 まで	旧	10.0 ～ 28.2	1111.0
				新	17.0 ～ 63.0	1039.0

宮崎県告示第 115号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年2月23日から平成21年3月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年2月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
42	県道	都城野 尻線	西諸県郡野 尻町大字東 麓字上野原 4066番 2 地 先から同郡 同町同大字 同字4068番 1 地先まで	旧	9.0 ～ 11.0	88.0
				新	13.5 ～ 19.0	88.0

宮崎県告示第 116号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年2月23日から平成21年3月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年2月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡美郷町西郷区 田代字池ノ 上5733番地 先から同郡 同町同区田	平成21年2月23日

代同字5733
番地先まで

地先まで

宮崎県告示第 117号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 2 月23日から平成21年 3 月 9 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡国 富町大字本 庄字出来所 1262番 7 地 先から同郡 同町大字宮 王丸字城ノ 下 153番 3	平成21年 2 月23日

宮崎県告示第 118号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 2 月23日から平成21年 3 月 9 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	西諸県郡野 尻町大字東 麓字上野原 4066番 2 地 先から同郡 同町同大字 同字4068番 1 地先まで	平成21年 2 月23日

宮崎県告示第 119号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成 5 年宮崎県告示第 630号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成21年 2 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

5 条例第 8 条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。

(1) [略]

(2) 一般国道

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区 分
	起 点	終 点			
[略]					
国道 2 18号（ 北方延 岡道路 ）	舞野インター チェンジ（延 岡市舞野町地 内）		[略]		
[略]					

(3) [略]

(4) 一般県道

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区 分
	起 点	終 点			
[略]					
県道延 岡イン	[略]				

改正後

5 条例第 8 条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。

(1) [略]

(2) 一般国道

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区 分
	起 点	終 点			
[略]					
国道 2 18号（ 北方延 岡道路 ）	北方インター チェンジ（延 岡市北方町地 内）		[略]		
[略]					

(3) [略]

(4) 一般県道

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区 分
	起 点	終 点			
[略]					
県道延 岡イン	[略]				

ター線					
[略]					
(5) その他の道路					
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区 分
	起 点	終 点			
[略]					
大規模 林業圏 開発林 道宇目 ・須木 線	国道 388号と の交点（美郷 町南郷区鬼神 野地内）	県道西都南郷 線との交点（ 美郷町南郷区 上渡川地内）	[略]		
[略]					
(6) 鉄道					
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区 分
	起 点	終 点			
[略]					
肥薩線	[略]				
高千穂 鉄道	榎峰駅	大平山トンネ ル（日之影町 大字七折地内 ）	100 メー トル	用途地 域等を 除く区 域	第2種 禁止地 域等

ター線					
県道北 方イン ター線	北方インター チェンジ（延 岡市北方町地 内）	国道 218号と の交点（延岡 市北方町地内 ）	100 メー トル	用途地 域等を 除く区 域	第2種 禁止地 域等
[略]					
(5) その他の道路					
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区 分
	起 点	終 点			
[略]					
大規模 林業圏 開発林 道宇目 ・須木 線	国道 327号と の交点（諸塚 村大字家代地 内）	国道 388号と の交点（美郷 町南郷区神門 地内）	200 メー トル	用途地 域等を 除く区 域	第2種 禁止地 域等
	国道 388号と の交点（美郷 町南郷区鬼神 野地内）	県道西都南郷 線との交点（ 美郷町南郷区 上渡川地内）	[略]		
[略]					
(6) 鉄道					
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区 分
	起 点	終 点			
[略]					
肥薩線	[略]				

宮崎県告示第 120号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成 5 年宮崎県告示第 630号）の一部を次のように改正し、平成21年 3 月30日から施行する。

平成21年 2 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
9 条例第 9 条第 4 号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域とする。					9 条例第 9 条第 4 号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域とする。				
路線名	区 間		距離	区 分	路線名	区 間		距離	区 分
	起 点	終 点				起 点	終 点		
[略]					[略]				
国道 2 68号	[略]				国道 2 68号	[略]			
	野尻町大字東 麓字大塚2550 番23地先	野尻町大字東 麓字出口1999 番 1 地先	300 メー トル	規則別表第 4 に 定める第 1 種規 制地域等（以下 「第 1 種規制地 域等」という。 ）		野尻町大字東 麓字大塚2550 番23地先	野尻町大字東 麓字出口1999 番 1 地先	300 メー トル	規則別表第 4 に 定める第 1 種規 制地域等

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成21年2月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドン・キホーテ宮崎神宮店
宮崎市神宮東1丁目68番1 外7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢潤治
東京都新宿区西新宿2丁目6番1号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢潤治
東京都新宿区西新宿2丁目6番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年10月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,378㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北西側 6台
建物2階部 73台
建物R階部 44台
合計 123台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南西側 41台
建物南側 92台
合計 133台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 97.7㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物北側 13.7㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物北西側 1箇所（出入口）、
建物西側 1箇所（出入口）
合計 2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時
- 8 届出年月日
平成21年2月10日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成21年2月23日から平成21年6月23日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成21年2月23日から平成21年6月23日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年2月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る調達件名の名称及び数量
LAN用クライアントパソコン等機器一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
平成20年12月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社システム開発
宮崎市大橋3丁目101番地1号
- 5 落札金額
104,265,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成20年10月30日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年2月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
宮崎交通管制システム上位装置一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
平成20年12月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
住信・松下フィナンシャルサービス株式会社九州支店
福岡市博多区博多駅前2丁目3番23号
- 5 落札金額
153,512,100円

- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成20年10月30日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

- 。
- 平成21年 2 月23日
宮崎県知事 東国原 英 夫
- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
D N S サーバ機器等一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
- 3 落札者を決定した日
平成21年 1 月 7 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社デンサン
宮崎市大字赤江字飛江田 224番地
- 5 落札金額
62,622,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成20年11月20日